茨木市創業促進事業

賃借料・改装工事費

市内で

初めて創業する方・創業した事業を拡大する方へ

茨木での創業を応援します！

テナント賃借料

最大月額5万円を補助

（事業開始から6か月分※）

※例外あり

改装工事費

最大50万円を補助

！ 既に工事（事業）に着工（開始）している場合は対象外 ！



①事業の経験が全くない方
または
②事業を開始して5年未満であり、事業拡大のために初めて物件を持つ方
が対象となります。

制度の詳細はこちらから

対象者等の詳細は裏面をご覧ください→

01 創業促進事業の主な要件（改装工事費・テナントの賃借料）

以下の要件を全て満たす方が対象です

①対象者の要件

・事業の経験がなく全く初めてである、または事業を開始して５年未満である
※事業の拡大のために初めて物件をもつ場合が対象です（業種転換や２事業目は対象外）。また、開業届の「開業・廃業日」欄の日付から起算して申請日当日に５年未満の方が対象です
・この補助金(改装工事費・賃借料分)を受けたことがない
・「茨木市バイオインキュベーション施設賃料補助金」の交付を受けていない。また、同一経費に係る市のほかの補助金を受けていない
・事業開始時点から補助対象期間において兼業をしない(学生の場合は除く)
・市税を滞納していない
・その他市長が不適当と認める事業者でない

②自己資金要件

事業開始に必要な資金について、申請の時に当該資金の全額を持っている

③業務・店舗に関する要件

・営利目的の事業である
・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に規定する業務ではない
・金融・保険・不動産業、学校法人、バー、キャバレー、ナイトクラブ、チェーン店ではない
・常設かつ当該事業専用のものである

02 補助金の内容

	テナント賃借料	改装工事費
内容	上限月額５万円（事業開始から６か月※）、賃借料の２分の１を補助(共益費と消費税は対象外)	上限50万円、工事費の２分の１の金額を補助(消費税は対象外)
対象外	・3親族以内の親族からの賃貸、 ・サブリース(又貸し)の物件	・建物の新築工事に係る費用、 ・建物に付随しない備品類(家具、家電等)及びその関連工事費 ・住居と店舗を兼ねる場合は、住居部分及び共用部分の工事費用

※商店街・中心市街地で、小売業・飲食業を創業する場合は、事業開始から12か月分を補助

（R8.10月時点）

よくあるご質問

Q どの書類が自己資金の証明になりますか？

A 原則、本人名義の普通預金通帳や定期預金証書のコピー等です

Q 工事が年度内に終わりません。補助対象になりますか？

A なりません。工事は年度内に必ず完了し、実績報告までを年度内に行ってください。

Q 工事業者が変更になった。市への報告は必要？

A 必要です。工事の着工日までに変更承認申請書を提出してください。

問合先

茨木市　くらし産業環境部
産業振興課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8-13
TEL072-620-1620
E-mail:syokorosei@city.ibaraki.lg.jp

次なる茨木へ。



創業促進事業の手続きの流れ



STEP1

事業の要件確認・創業計画書の作成

1 産業振興課で事業の要件を確認

市役所窓口に直接お越しいただくか、お電話ください。

2 中小企業診断士による面談（面談回数の目安３～４回程度、要予約）・創業計画書の作成

事業内容や収支予算など創業計画書をアドバイザーと相談のうえ作成します。

中小企業アドバイザーとの面談　月・金　10時~ 13時~ 15時~
※１回目に面談したアドバイザーが、２回目以降も担当になります。

！ 面談開始（STEP１）から交付決定（STEP3）まで約2か月～2か月半程度かかります。

STEP2

申請書類提出・現場確認(工事・事業前)

1 ⑴～⑿の交付申請書類を揃えて提出

⑴～⑸の書類は市所定の様式をお渡しします。

⑴交付申請書（様式第１号）　⑵事業計画書　⑶収支予算書　⑷賃借人の場合は、改装に係る貸主の同意書　⑸暴力団排除措置に関する誓約書　⑹建物の登記事項証明書又は賃貸借契約書のコピー　⑺工事の見積書（工事の明細が記載されているもの）　⑻施工前の物件の現況図面及び施工予定箇所の写真(10枚程度)　⑼市税の納税証明書　⑽法人の場合は、登記事項証明書、法人設立届出書の写し　⑾創業後５年未満の場合は、開業届の写し(個人で開業している場合)　⑿営業に必要な資格及び許認可を証する書面(未取得の場合は実績報告時に提出)　⒀事業開始に必要な資金を有していることを証明する書類　⒁面談で作成した創業計画書
※学生の方、フランチャイズの場合は、別途ご提出いただく書類があります。

2 市職員による工事・事業前の現場確認

市職員が工事・事業前の現場確認に伺います（工事予定箇所の写真を撮影）。

STEP3

工事の着工(事業の開始)・工事後の現場確認

1 審査後に交付決定通知書を送付、工事に着手(工事しない場合は事業開始)

STEP2の申請書類提出後、審査には7～10日程度要します。**必ず市から交付決定の通知があった後に工事に着手(事業を開始)してください。**工事完了後は1か月以内に実績報告を行っていただく必要があります。また、賃借料の実績報告は補助対象期間終了後になります。

！ 決定した工事内容や業者に変更があれば速やかに変更申請書を提出し、承認後に工事に着手してください。 提出がない場合、補助経費が減少する場合があります。

2 市職員による工事後の現場確認

市職員が工事後の現場確認に伺います（工事後の写真を撮影）。

STEP4

実績報告・請求書類の提出

1 実績報告書類を提出

⑴～⑷の書類は市所定の様式をお渡しします。

⑴実績報告書（様式第５号）⑵事業報告書　⑶収支決算書　⑷工事完了証明書（様式第６号）⑸営業に必要な資格および許認可を証する書面（交付申請時に未提出の場合）⑹工事代金の支払いを証する書面　⑺工事完了後の建物の現況図面及び工事施工完了箇所の写真（10枚程度）⑻賃借料の支払いを証する書面　⑼開業届の写し（個人で未提出の場合）

**※必ず当該年度末(３月末)までに実績報告をお願いします。
３月末までに報告できない場合、補助金が交付できません。**

2 市から補助金確定通知書を送付、請求書を提出

実績報告書類提出後、審査を行い（７～10日程度）、確定した場合は通知書を送付します。その後、⑴交付請求書（様式第8号）・⑵口座振替依頼書を提出してください。